

『R7年度税制改正大綱（5） 退職所得控除の調整規定見直し』

退職金や私的年金等の給付に係る課税は、一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないとの指摘がある。また退職所得課税は、勤続年数が20年を超えると1年あたりの退職所得控除が増加する仕組みが、働き方の多様化に対応していないといった見方もある。定年の引上げ等によって、退職手当等を受け取る5年前に既にDC一時金を受給しており、DC一時金及び退職手当等一時金のいずれも退職所得控除を満額利用することができるケースが増えている状況を踏まえ、以下の見直しが行われる。



(1) 退職手当等一時金の支払を受ける年の前年以前9年内(改正前:4年内)にDC一時金を受給している場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数等の重複排除調整の対象とする。(2) DC一時金に係る「退職所得の受給に関する申告書」の保存期間を10年(同:7年)とする。(3) 退職手当等を受け取る全ての居住者(同:居住者である役員)に係る退職所得の源泉徴収票について、税務署長への提出を一律義務化する。

令和8年1月1日以後のDC一時金の支払、及び同日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票についてそれぞれ適用される。

『昨年のラーメン店倒産過去最多 淘汰加速する可能性も』

東京商工リサーチが発表した「2024年のラーメン店の倒産状況」によると、倒産したラーメン店は前年比26.6%増の57件で、最多だった23年の45件を大幅に更新した。行列のできる人気ラーメン店がある一方で、食材代や運営コストの高騰に見舞われ、経営に行き詰まるラーメン店がある。今後は、質と価格を求めた仕入ルート開拓、味や盛り付けによる差別化、オペレーションの効率化など時代の変化に柔軟に対応しないとラーメン店の淘汰はさらに加速する可能性が高い。

コロナ禍は街から人流が途絶え、休業要請もあったが、コロナ関連支援で22年の倒産は21件に減少。しかし、コロナ禍が落ち着き、客が戻る一方で、材料価格や光熱費が急騰し、人手不足で人件費も上昇する中、特徴のないラーメン店は「1000円の壁」に阻まれ、客足に影響する値上げを容易にできないまま収益が悪化している。24年のラーメン店の倒産原因は、「販売不振」が42件で7割を超えた。負債は1億円未満が50件、従業員は5人未満が49件。同年のラーメン店倒産を見ると、人気だったブロスアップ(仙台市)が負債総額2億6000万円が最大。地区別では、関東が25件で最多、以下、近畿(13件)、北陸(6件)が続く。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com